

日本における身体障害者補助犬の普及 に関する現状と課題

——介助犬を中心に——

神 沢 信 行

The Popularization and Present Status of Assistance Dogs for Disabled Persons in Japan

KANZAWA Nobuyuki

Abstract : The “Assistance Dogs for Disabled Persons Act” was implemented on May 29, 2002, and since then assistance dogs have been allowed to enter public buildings, such as restaurants and department stores. Each prefecture has established its own support service to address concerns regarding assistance dogs. In addition, it is now required for companies with more than 56 full-time employees to allow employees to work with assistance dogs. However, it does not require allowance of assistance dogs in “no-pets allowed” housing. Title I of this Act includes 1) promotion of utilization/ placement of assistance dogs and improvement of community accessibility, and 2) assistance for independence and social participation for disabled persons and assistance dogs. This Act enables more disabled persons to actively participate in their communities.

According to The Ministry of Health, Labor and Welfare, there are 49 service dogs, 1045 guide dogs, and 19 hearing dogs in Japan. There are approximately 15,000 individuals waiting to receive service dogs though only several service dogs are utilized every year. It is necessary for handlers, dog trainers, and health care professionals to advocate the needs of service dogs in order to improve community awareness and utilization/ placement of service dogs.

抄録：身体障害者補助犬法（以下、同法と略す）は、2002年5月29日に制定され、その後の改正により一般の施設への補助犬の同伴が可能となり、補助犬のトラブルに関する相談については都道府県が窓口を設置して必要な助言等を行うことになった。また、民間の事業所（常勤労働者56名以上の企業）での補助犬の受け入れが義務化された。民間の住宅への受け入れについては努力義務となったが、今後へのステップになる大きな前進である。同法の目的は第1条に、①身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化、②身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することが規定され、日本において同法が制定されたことは非常に意義深いことであり、身体に障害をもつ人にとって社会参加を推進するための支援の道が、またひとつ開かれたと思われる。

補助犬の実働数をみると厚生労働省によれば、介助犬は49頭（2009年9月1日現在）、盲導犬は1,045頭（同3月31日現在）、聴導犬は19頭（同8月1日現在）である。介助犬に関しては、全国で15,000人が必要としていると試算されているが、年間に誕生するのは現状では数頭のみである。今後は、育成される介助犬の数をどのように増やしていくかが重要であるが、ここにはいくつもの課題が山積している。これらを解決していくためには、使用者、訓練事業者、保健・医療・福祉関係者などが一体となり考えていく場が設けられる必要があると思われる。

I. はじめに

身体障害者補助犬法(以下、本法と略す)¹⁾は8章27条より構成され、平成14(2002)年5月29日法律第49号として、関係者の多大な努力により制定された。その後、平成15(2003)年10月1日に一部改正され、一般の施設であるデパート、スーパー、ホテル、飲食店などへも身体障害者補助犬(以下、補助犬と略す)を同伴できるようになった。平成19(2007)年12月5日の改正では、補助犬のトラブルに関する相談窓口を都道府県が設置して行政が必要な助言等を行うことになった。また、民間の事業所での補助犬の受け入れが義務化された(常勤労働者56人以上の企業で、それ以外は努力義務)。民間の住宅への受け入れについては「補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない」という文言になり、今後へのステップになる大きな前進であると思われる。また、同法第1条には「(前略)身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。」と規定され、日本において同法が制定されたことは非常に意義深いことであり、社会の一員として補助犬が迎え入れられる礎が築かれた。同時に、身体に障害をもつ人にとっても社会参加を推進するための支援の道が、またひとつ開かれたと思われる。

補助犬の実働数をみると、厚生労働省によれば平成21年9月1日現在で介助犬は49頭、聴導犬は19頭(8月1日現在)、盲導犬は1,045頭(3月31日現在)である(表1)^{1,2)}。介助犬に関しては、全国で15,000人が必要としていると試算されているが、年間に誕生するのは現状では数頭のみである。今後は、育成される介助犬の数をどのように増やしていくかが重要であるが、ここにはいくつもの課題が山積している。これ

らを解決していくために、使用者、訓練事業者、保健・医療・福祉関係者、行政などが一体となり考えていく場が設けられる必要があると思われる。

本稿では、介助犬の社会的認知度を高めるとともに、普及を推進し社会が受容するための諸因子について考えたい。

II. 介助犬の歴史

第2次大戦中、フィリピンのアメリカ軍病院に1人の傷病兵を見舞うために彼の友人がペットであるスモーカーという名のヨークシャーテリアを連れてきた。スモーカーはその傷病兵のみならず、他の入院している兵士をも元気づけた。これを見た Mayo clinic の創始者である Dr. Charles Mayo は、回診にスモーカーを随伴した。スモーカーは戦中戦後を通じて、12年間にわたりセラピードッグ(therapy dog)として活躍した。その後は、看護師の Elaine Smith により訓練内容の体系化がなされ、セラピードッグの導入はストレスの減少、血圧下降、動機づけに効果があることなどを説いた。1982年に Nancy Stanley は、サンディエゴで非営利団体である TLZ (Tender Loving Zoo) を設立し、犬をはじめとした小動物の動物介在療法(animal-assisted therapy)を創始した³⁾。動物介在療法は、身体的、社会的、また認知機能にも影響があるといわれているが、テレビや活字でもよく見かける「癒し」の面でも大きな効果があると思われる。また、介助犬の育成団体が発足したのは、アメリカ、カナダ、イギリスなどでは1970年代である。

日本においては、1990年にパートナードッグを育てる会(現・日本パートナードッグ協会)が設立され、1995年に介助犬第1号が誕生した。しかし、この時点では介助犬を社会的に位置付けるための法律はなかった。

その後、介助犬使用者と訓練事業者などの関係者が

表1 身体障害者補助犬の実働頭数^{1,2)}

	2003年4月	2004年4月	2004年10月	2005年4月	2006年3月	2009年9月
介助犬	34	40	19	28	30	49
聴導犬	13	17	8	10	11	19 (※1)
盲導犬	927	948		957		1045 (※2)

※1 2009年8月1日現在 ※2 2009年3月31日現在

「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書」

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>) より改変して引用

中心となって、社会的に介助犬の認知および身体障害者の社会参加を推進するために、法律制定への運動が展開された。その結果、関係者の努力が実り、2002年5月に「身体障害者補助犬法」（以下、本法と略す）として制定された。本法の第1条には、前述のように本法の目的が規定されており、第2条第1項には、「身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。」と3種類の犬を規定している。さらに同第2項には「『盲導犬』とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項に規定する政令で定める盲導犬であって、第16条第1項の認定を受けているものをいう。」とされている。道路交通法第14条第1項とは、『目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。）は、道路を通行するときは、政令で定めるつえを携え、又は政令で定める盲導犬を連れていなければならない。』という規定である。盲導犬は昭和32年に第1号が誕生しているが、その後の政令で定めら昭和35年には法律上においても「盲導犬」の用語が使用されている。また、介助犬と聴導犬の定義は、本法第2条第3項の『「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第16条第1項の認定を受けているものをいう。』、および同第4項の『「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第16条第1項の認定を受けているものをいう。』と規定されている。

Ⅲ. 身体障害者補助犬法

本法の目的、補助犬の定義などは前述のとおりであるが、本法が制定されたことにより介助犬と聴導犬は盲導犬と同様な市民権を獲得し、使用者にとってはまさに待望の法律である。また、身体障害者の社会参加の推進を後押しする条文として、第7条には「国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等」、第8条には「公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴」、第9条には「不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴」について規

定され、これらについては補助犬の同伴を拒んではならないとされている。また、これらの施設等を利用するときには、訓練された補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない（第12条）。また、民間事業主および民間住宅管理者は、従業員または居住者が補助犬を使用することを拒まないように努めなければならないとして、努力を促している（第10条・第11条）。

一方、使用者の義務については、補助犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けること、および補助犬を苦しめることなく愛情をもって接すること（第21条）、補助犬の体を清潔に保つとともに予防接種・検診の受診により公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない（第22条）と規定している。

このように本法は補助犬の公的な認定制度を定めたものであり、社会的な受け入れとともに使用者および育成事業者の義務を規定しており、国際的にも今後の動向が注目されている。

Ⅳ. 諸外国における介助犬の状況

竹前⁴⁾は、世界の国々の補助犬関連の法令を調査して報告している。そのなかでほとんどの国に共通している事柄として、①補助犬の貸与・譲渡は無料、②交通機関利用時の運賃が無料、③公的施設・公共交通機関利用時に補助犬利用者証および獣医等の発行する健康証明書・予防接種証明書の携帯義務、④補助犬使用者は犬の行動管理・衛生管理の義務および公共物に損害を与えたときの損害賠償責任などをあげている。

各国における介助犬の状況については、実働数、公的登録制度、公的資金援助、特別な法律などについて

表2 諸外国における介助犬の状況⁴⁾

	実働数	公的登録制度	公的資金援助	特別な法律
アメリカ	5000頭以上	なし	なし	ADA法 ^{*1}
イギリス	1000頭以上	なし	なし	DDA法 ^{*2}
オーストラリア	80頭	なし	一部の自治体にあり	DDA法 ^{*3}
イスラエル	30頭	なし	なし	なし
南アフリカ	20頭	なし	なし	なし

※1 ADA法：Americans with Disability Act（1990）（障害をもつアメリカ人法）

※2 DDA法：Disability Discrimination Act（1995）

※3 DDA法：Disability Discrimination Act（1992）（障害者差別禁止法）

（文献4より改変して引用）

表3 諸外国のサービス動物に関する関係法令*

	施行年	関係法令	内 容
イタリア	1974 2006改正	盲導犬に関する法律	すべての公共交通機関、店舗に盲導犬を同伴する権利を保障。 違反者には、500～2500ユーロ（約65000円～33万円）の科料。
スペイン	1983	視覚障害者のための盲導犬の使用を規律する王令	盲導犬使用者が公共施設、公共交通機関を利用する権利を保障。 同時に使用者の行動管理等の義務も規定。違反金は1000万～5000万ペセタ（約660万～3,300万円）の科料。
フランス	1987 1993改正	社会秩序に関する措置法	盲導犬使用者の公共施設、公共交通機関へのアクセス権の保障。 違反者は違約金。 使用者の責任についても規定。
アメリカ	1990	障害をもつアメリカ人法（ADA）	障害を補うためのあらゆる動物（サービスアニマル）を同伴して公共施設や公共交通機関を利用する権利を保障。 違反金は初犯で5万ドル（約500万円）、再犯が10万ドル（約1,000万円）以下の科料。
オーストラリア	1992	障害者差別禁止法（DDA）	障害者を援助するために訓練された動物を同伴する障害者を、不利益に取り扱ってはならないと規定。 違反すれば6カ月以下の禁固刑が科せられる。
ニュージーランド	1993 1996	人権法 犬管理法	盲導犬使用者の権利を二重に保障。 違反すれば1年以下の禁固刑などが科せられる。
イギリス	1995	障害者差別禁止法（DDA）	補助犬の公共交通機関へのアクセス権を保障。 タクシーの乗車拒否は禁止。
韓国	1998	障害者福祉法	公共交通機関や公共施設を利用することを正当な理由のない拒否を禁止。 違反すれば200万ウォン（約18万円）の科料。

(文献4より改変して引用)

述べられているので、そのうちの5カ国について表2に示す。アメリカにおいては、1990年に施行された「障害をもつアメリカ人法（ADA法：Americans with Disability Act）」により、障害をもつ人が公的施設を利用する権利を保障しており、行政規則によりサービス動物（service animal）を同伴する場合も利用が認められるべきであるとの旨が規定されている。

また、諸外国においてはサービス動物に関する法律と遵守事項の違反がある場合の罰則規定があり、日本では考えられないほどの厳しい罰金制度などが規定されている（表3）。

V. 介助犬の育成と認定（表4）

育成事業者数の推移をみると、昭和32年（1957

年）に第1号の盲導犬を輩出した盲導犬育成事業者が9団体であるのに比して、介助犬と聴導犬の育成事業者は急速に増加している。また、盲導犬の育成事業者はすべてが公益法人の認可を受けているが、介助犬の育成事業者では公益法人が8事業者、特定非営利法人が10事業者、個人運営が7事業者であり、介助犬の育成方法も様々な考えに基づいて行われているのが現状である。また、聴導犬の育成事業者は、それぞれ5事業者、9事業者、9事業者となっている。なお、これらの事業者は重複している。

介助犬の認定は、厚生労働省より認可された補助犬の認定審査をする機関である指定法人で行われる。盲導犬の場合には、育成事業者と指定法人は9事業者のすべてが兼ねている。介助犬、聴導犬の場合には現在は兼ねている事業者は少ないが、今後は増えてくる可

表4 身体障害者補助犬の育成事業者数の推移*

	2003年4月	2004年4月	2004年10月	2005年4月	2006年3月	2008年12月
介助犬	2(0)	14(4)	20(5)	21(5)	22(5)	25(6)
聴導犬	1(0)	8(3)	15(5)	17(5)	19(5)	23(4)
盲導犬	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)

※（ ）内は指定法人数

(文献4より改変して引用)

能性も否定できない。

今後は、さらに良質な補助犬を育成して使用者に提供するために、種々の業種で実施されている第3者評価を導入することを各育成事業者が検討していくことも必要ではないかと思われる。

VI. 介助犬の普及を 促進するための今後の課題

1) 理学療法士としての課題

理学療法士が介助犬の訓練に参加するときには、介助犬使用者の生活形態や生活リズムを知るための情報収集や評価が必要である。このことは、介助犬の生活についても同様である。そのうえで、使用者および家族や周囲の人々の生活を見据えた評価をする必要がある。そして、屋内・屋外における使用者の実用的な移動能力を十分に把握し、自宅周囲および使用者の行動範囲をできるだけ同行して、よりよい移動方法を発見するように努める必要がある。これらの評価は、使用者と介助犬および育成事業者と一緒に訓練を行う「合同訓練」の際に大きな参考となる。また、使用者が求める介助犬の基本動作や応用動作についても把握するように努め、求める動作が介助犬には困難または大きな負担をかける動作の場合には、その他の方法を考慮する必要もある。これらを円滑に進めるためには、介助犬使用者、医師、獣医師、作業療法士、育成事業者などとのチームワークが大切となる。また、認定機関による認定後には、個々の使用者の生活形態により異なると思われるが、育成事業者と連携しながらフォローアップをしていく体制を作っていく必要がある。

認定機関における理学療法士は、認定を行う前には事前に書類を閲覧するが、認定をする評価では通常は使用者と介助犬には初対面である。したがって、使用者の身体状態を的確に評価できる能力が求められ、困難な動作があるならばそれを解決するためのアイデアを提供できる能力も求められる。

合同訓練であっても認定であっても、それに携わる理学療法士は専門職種としての立場から、危険回避のための制限事項、注意事項、また場合によっては禁忌事項についても意見を述べていく必要がある。また、認定後の状況を見ながら、使用者の身体機能の変化、生活環境の変化などを的確にとらえて再評価や再訓練の必要性についても検討するように努めることが大切である⁵⁾。

2) 育成事業者の課題

介助犬訓練士の教育機関については、各育成団体が独自のプログラムで育成を行ったり、動物やペットに関する教育を行っている専門学校において教育を受けるなどがある。しかし、養成課程の統一カリキュラムは未確立のため、内容については把握できていないのが現状と思われる。

今後は、現在よりもさらに良質な介助犬を育成し、多くの使用希望者に応えるためには、養成課程におけるカリキュラムの統一が必要であると思われる。現時点では育成事業者間での育成方針や方法が異なっているために、今後はどのように統一していくかが課題である。そのためには、育成事業者間での協議・連絡体制を創出し、現状の把握・分析を行い、統一的な介助犬の訓練基準の作成なども必要と考えられる。これらは一朝一夕には困難ではあるが、事業者の待遇改善につながれば訓練士を目指す若者の増加にもつながり、それが介助犬の育成を促進する原動力となり、介助犬を待つ多くの身体障害者の方々の生活の質（QOL：Quality of Life）の向上に寄与できることが期待される。介助犬の訓練士は犬の訓練専門職であるばかりでなく、利用者の身体機能の把握、心理や行動についての高度な知識が必要な専門職である。そのために、統一的養成課程を持つ教育機関が創設されて、将来的に介助犬訓練士については補助犬訓練士が国家資格となることが望まれ、それにより待遇の改善と多くの訓練士の輩出により、より良質な介助犬が多く誕生することが期待される。

3) 社会の受け入れの課題

本法は2002年5月に施行され7年が経過し、補助犬の存在はかなり認知されてきてはいるものの、まだ十分とはいえない。盲導犬の育成にかかわる関係者によれば、盲導犬でさえ現時点でデパートやスーパーへの入店を拒まれることがあるとのことである。まして認知度の低い介助犬や聴導犬は、一部の地域を除いては受け入れが困難な状況でもある。本法第9条には「不特定多数の者が利用する施設を管理するものは、（中略）補助犬を同伴することを拒んではならない。」と規定され、厚生労働省や自治体も啓発ポスターや政府広報などで普及啓発を推進している。育成事業者も学校や地域のイベントへの参加、セミナーやシンポジウムの開催などを行い、普及啓発に努力をしている。

また、社会に介助犬が受け入れられるためには、犬嫌いの人への対応も考慮する必要がある。それが身体

的な理由なのか心理的理由なのかにより対応も変わってくると考えられるが、いずれにしても困難な問題があるので、個々のケースにより対応を考える必要がある。飲食店などでの入店拒否の理由としては、身体的・心理的アレルギーのある客への配慮と、衛生上の問題が指摘される。しかし、使用者は社会に受け入れられることの前提として、衛生面に配慮して通常の家犬よりも入念なブラッシングや日常の手入れをしており、さらに毛の飛散を防ぐために犬用ベストにも工夫をして衛生上ではかなりの配慮をしている。社会の誤解を招かないためにも、使用者自身が社会的責任を十分に意識して行動する必要もある。

Ⅶ. ま と め

身体障害者補助犬法が施行されて7年が経過したが、理学療法士として介助犬の認定および合同訓練にかかわった経験から、介助犬の普及啓発について述べた。

盲導犬は1957年に第1号が誕生しており、社会的な認知度はかなり高いと思われるが、社会的受け入れではまだ十分とはいえない面がある。介助犬と聴導犬についてはまだ緒についたばかりであるので、普及を推進するためには啓発も大切なことである。また、より良質な介助犬を輩出するためには、高度な専門職である介助犬訓練士の養成課程において統一的なプログラムが必要であると考えられる。介助犬の育成にかかる年月、費用の問題については、介助犬のみならず盲導犬、聴導犬の育成業者は経理状況を公開しているが、その収入は寄付金、街頭募金、グッズの販売収益などが大半であり、公的補助金の額は非常に少ない。良質

な補助犬の育成のためには、公的補助が増えることも望まれることである。

引用文献

- 1) 厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html> (2009. 10. 12 閲覧)
- 2) 身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会：身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書。厚生労働省。2006
- 3) Animal-assisted therapy：http://en.wikipedia.org/wiki/Animal-assisted_therapy#History (2009. 10. 12 閲覧)
- 4) 竹前栄治：世界の補助犬法令と現状，日本補助犬科学研究，2007；1(1)：2-9
- 5) リハビリテーション専門職向け介助犬マニュアル作成委員会編：リハビリテーション専門職向け介助犬マニュアル，特定非営利活動法人日本介助犬アカデミー，2004

参考文献

- 1) Refson K, Jackson AJ, Dusoir AE, et al：Residual visual functions of guide dog owners in the UK. *Ophthalmic Physiol Opt.* 2001；21(4)：277-285
- 2) Modlin S：From puppy to service dog：raising service dogs for the rehabilitation team. *Rehabil Nurs.* 2001；26(1)：12-17
- 3) Mader B, Hart LA, Bergin B：Social acknowledgments for children with disabilities：effects of service dogs. *Child Dev.* 1989；60(6)：1529-1534
- 4) Nimer J, Lundahl B：Animal-Assisted Therapy：A Meta-Analysis. *A Multidisciplinary Journal of The Interactions of People & Animals*, 2007；20(3)：225-238
- 5) Wenthold N, Savage TA：Ethical issues with service animals. *Top Stroke Rehabil.* 2007；14(2)：68-74